

新型コロナウイルス感染症に加えて、季節性インフルエンザの流行も気になる冬。日本小児科学会認定小児科専門医の宮入烈先生に聞きました。

症状から風邪やインフルエンザと見分けるのは困難

子どもの新型コロナウイルス感染症 自己判断せずに適切な受診を

教えて
ドクター

提供：
塩野義製薬



浜松医科大学
小児科学講座 教授
宮入 烈先生

新型コロナウイルス感染症は、冬に流行しやすい感染症です。症状から風邪やインフルエンザと見分けるのは困難です。適切な受診を心がけるようにしましょう。

子どもにこのような諸症状が出た場合、インフルエンザや新型コロナウイルスであれば登校できない期間が法律で決められています(表参照)。医療機関を受診して診断を受けるようにしましょう。

正しい知識を持ち、場面に応じた感染対策を。また、出席停止期間が過ぎても、感染力が全くなかったわけではありません。症状が少しでもある間は、手洗いやマスクといった基本的な対策を続けるべきです。

新型コロナウイルス感染症(以下新型コロナウイルス)と、風邪、インフルエンザには共通する点が多くあります。風邪とは、さまざまなウイルスによって鼻や喉などの気道に炎症を起こす病気の総称です。原因ウイルスは200種類ほどあり、鼻水やくしゃみ、喉の痛みやせきが主な症状です。発熱することもありません。

■各感染症の違い

	風邪	インフルエンザ	新型コロナウイルス感染症
原因	さまざまなウイルス (1)	インフルエンザウイルス (1)	重症急性呼吸器症候群コロナウイルス2 (2)
感染経路	飛沫感染、接触感染 (1)	飛沫感染、接触感染 (1)	エアロゾル感染、飛沫感染、接触感染 (3)
主な症状	喉の痛み、鼻汁、くしゃみやせきが中心。発熱も (1)	38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など。喉の痛み、鼻汁、せきなども (1)	喉の痛み、鼻汁・鼻閉、倦怠感、発熱、筋肉痛など。嗅覚・味覚障害が出ることも (2)
学校・園などの出席停止期間	なし	発症後5日経過し、かつ、解熱後2日(幼児は3日)経過するまで (4)	発症後5日経過し、かつ、症状軽快後1日経過するまで (4)

【参照】(1)「インフルエンザ(季節性)対策」(首相官邸ホームページ)をもとに作表 / (2)「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き第10.0版」(厚生労働省)をもとに作表 / (3)「新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)の感染経路について」(国立感染症研究所)をもとに作表 / (4) 学校保健安全法施行規則第19条

早めの受診が必要なケースや合併症の可能性に留意



子どもにこのような諸症状が出た場合、インフルエンザや新型コロナウイルスであれば登校できない期間が法律で決められています(表参照)。医療機関を受診して診断を受けるようにしましょう。

正しい知識を持ち、場面に応じた感染対策を。また、出席停止期間が過ぎても、感染力が全くなかったわけではありません。症状が少しでもある間は、手洗いやマスクといった基本的な対策を続けるべきです。

※「リビング新聞」(サンケイリビング新聞社発行)2023年12月22日号からの転載です